

第1章

計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

食育基本法は、近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に制定されました。同法では、食育に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

群馬県では、同法に基づき策定した群馬県食育推進計画「ぐんま食育こころプラン」（2006年～2010年）に始まり、第2次（2011年～2015年）、第3次（2016年～2020年）と15年にわたり、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者ととともに食育を推進してきました。

その結果、全ての市町村において食育推進計画に基づく食育が推進されるとともに、食品の安全等に関する県民意識調査（平成30年度）の結果では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合や栄養成分表示の見方を知っている人の割合等が増加しました。また、学校や保育所等においても指針や計画の策定が進み、食育に関する取組が着実に進んでいます。

一方で、若い世代では、朝食の欠食や主食・主菜・副菜を揃えて食べる頻度、郷土料理や伝統料理の認知度、自ら食事を調理する頻度がいずれも低い等の課題が依然として見受けられます。

また、人生100年時代を迎えようとする今、安心の基盤は「健康」であり、健康寿命を延伸するためには、乳幼児期を含む子どもから若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じて県民一人一人が、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、健康で幸せにつながる食生活を実践していくことが重要です。

さらに、単独世帯が増加し、家庭の状況や生活が多様化する中、誰一人取り残すことなく食育の機会を広く届けられるよう、市町村を始め民間企業や団体など多様な関係者との連携がますます必要となっています。

そこで、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、食に関する様々な活動を通して、県民の健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承・発展、環境に配慮した食育を一層推進することを目指し、県、市町村、関係機関・団体等、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とする新たな群馬県食育推進計画（第4次）「ぐんま食育こころプラン」を策定します。

《食育とは》

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること（食育基本法前文より）

第2節 計画の位置付け

■ 法的根拠

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条第 1 項で規定する都道府県食育推進計画とします。

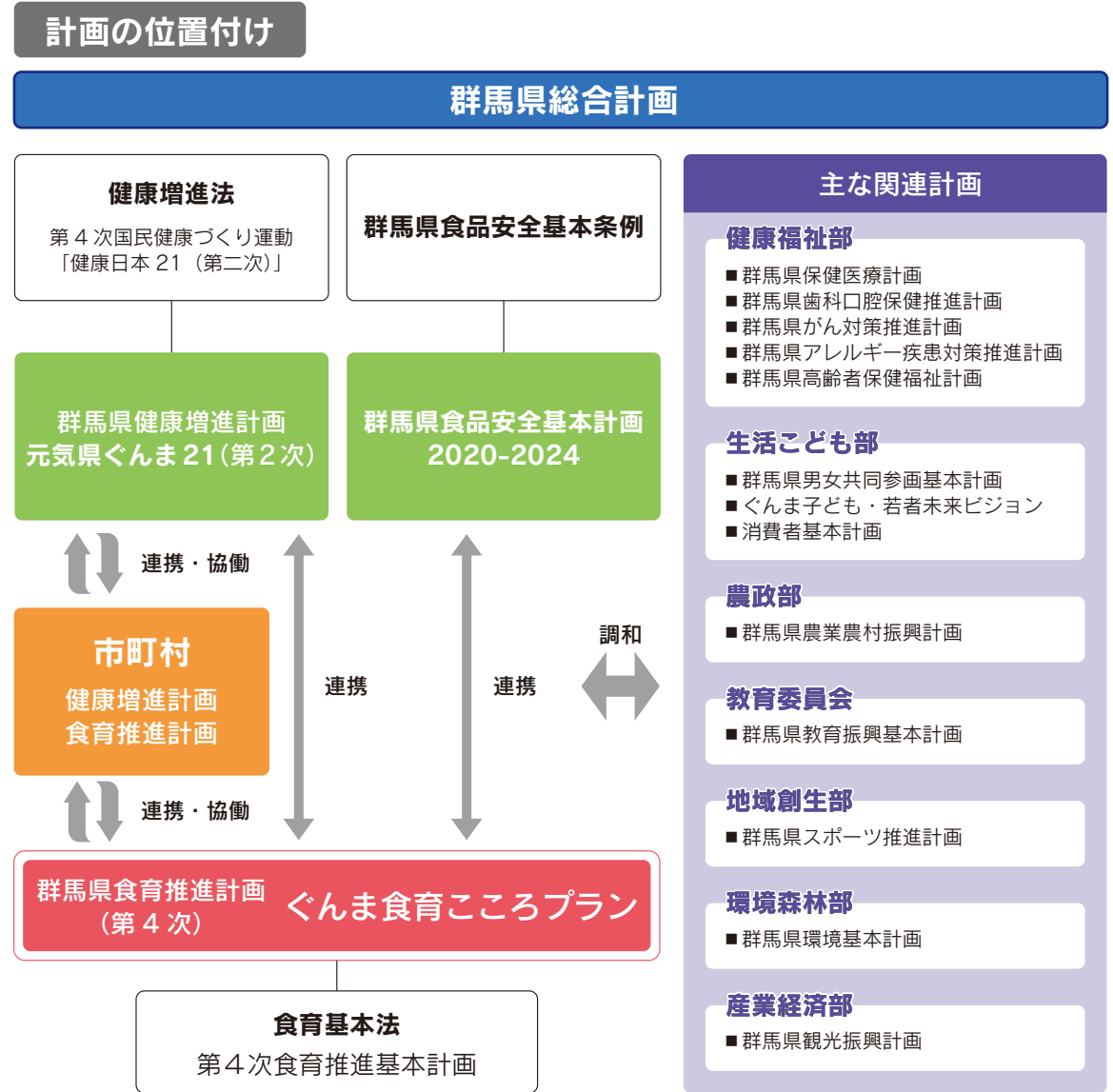
■ 計画体系

「群馬県総合計画」と連動し、健康分野における最上位計画「群馬県健康増進計画（元気県ぐんま 21）」及び食品衛生分野における最上位計画「群馬県食品安全基本計画」の個別基本計画に位置付けます。

また、本県の食育に関連する諸計画との整合性を図ります。

■ 県民視点

食育は、家庭、学校、職域、地域等において力強く推進されることが求められています。その実践に当たっては、県民一人一人の共感と自発的な意思に基づくことが必要であることから、県民の視点を大切にしたい計画とします。



第3節 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年とします。

なお、期間中に社会情勢や推進体制、関連する諸計画等に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

第4節 策定の方針と推進体制

■ PDCAの視点を活かす

平成30年度に食品の安全等に関する県民意識調査、令和元年度に大学生の食に関する実態・意識調査等を実施し、県民の食育に関する意識や食を取り巻く現状と課題の分析を行いました。

さらに、第3次計画の進捗状況及び評価に基づき、これまでの取組の成果を検証しました。

これらの結果とともに、県民の健康や食をめぐる現状と諸問題、国の施策の動向等を踏まえ、第4次計画を策定します。

■ 市町村への支援につなげる

県民により身近な食育の実践の場である市町村における食育推進の現状を把握し、市町村の食育推進を支援する計画として推進します。

■ 地域や分野のつながりと広がりを重視する

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで県民の健全な食生活を実現し、豊かな食文化の継承や「食」による地域のつながりを一層強化し、幅広い分野での広がりを大切にしたい計画とします。

■ 持続可能な開発目標（SDGs ※）を推進する

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性*のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成する国連目標として、2015年9月国連サミットで採択されました。

17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）が設定されており、全ての国が取り組むべきものとされています。

また、日本では「SDGsアクションプラン2021」の中で、8つの優先課題のうち「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」や「健康・長寿の達成」の主な取組として、「食育の推進」を位置付けています。

そこで、本県の第4次食育推進計画では、持続可能な未来のために、特に「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標達成に資する施策を推進していきます。

※ SDGs：Sustainable Development Goalsの略称

*包摂性（ほうせつせい）：一定の範囲の中に包み込むこと

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



■ 推進体制

食育の推進に当たっては、県民一人一人が食育の必要性等を理解し、実践し、継続することが重要です。

そのため、県では、健康増進施策の推進を図るために設置している「元気県ぐんま 21 推進会議」を核とし、庁内関係部局と連携、協働して効果的な食育施策の推進及び評価検証を行います。

また、各関係機関及び食育に関する各種団体の代表者等で構成する「群馬県食育推進会議」、地域においては「地域食育推進ネットワーク会議」等を通じて、多様な関係者との連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開します。

